



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
 - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
 - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100
御坊有交タクシー	☎22・4141

印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739 72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272
愛あいケアタクシー	☎20・1090

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。



ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



若もの広場は、紀の国わかやま国体のホッケー競技会(少年男女)の練習会場です。今回の改修費用の一部は、スポーツ振興くじ助成金を受けて整備されたものです。

町民のみなさま、スポーツを通じて、健康増進と体力向上のため、また地域の交流の場として、ふるってご活用ください。

教育委員会から
若もの広場の
フェンス改修工事が
完了しました!!



町税納期限一覧表

税目	期別	納期限
軽自動車税	全期分	4月30日
町県民税	第1期分	6月30日
	第2期分	8月31日
	第3期分	11月2日
	第4期分	翌年2月1日
固定資産税	第1期分	4月30日
	第2期分	7月31日
	第3期分	9月30日
	第4期分	12月28日
国民健康保険税	1期～10期	6月～翌年3月

私たちが豊かで安全な暮らしができるよう、みんなまで出し合って負担しているのが税金です。平成27年度の各町税の納期は、表のとおりです。納期限までに納付をお願いします。税務課では、

町税の納期限を
お知らせします



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

前納報奨金について
平成27年度の前納報奨金については、固定資産税を第1期分に、全期前納された方が対象となります。ただし、前納報奨金付納付書はコンビニエンスストアでは取扱できません。必ず金融機関で納付してください。

便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をおすすめしています。口座振替をご希望の方は、紀州農業協同組合、和歌山県信漁連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行の金融機関窓口まで、口座振替される通帳と届け出されている印鑑をご持参の上、お申し込みください。
また、コンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。



日高町
農・448

農耕作業車両にもナンバードプレートをつけましょう。
農耕作業用の車両で公道を利用する場合、ナンバードプレートを付けないで運転すると道路運送車両法に違反することになります。
現在、所有されているトラクター・コンバイン・乗用田植機等が対象車両となりますので、税務課で登録を行ってください。
なお、登録されますと翌年度より課税対象となります。
また現在、農耕作業車両に黄色のナンバードプレートを付けられている方も新たに登録更新の手続きが必要です。

現在、所有されているトラクター・コンバイン・乗用田植機等が対象車両となりますので、税務課で登録を行ってください。
なお、登録されますと翌年度より課税対象となります。
また現在、農耕作業車両に黄色のナンバードプレートを付けられている方も新たに登録更新の手続きが必要です。

農耕作業車両にも
ナンバードプレートを
つけましょう